公共用地及び施設寄附採納のあらまし と 申請添付書類一覧

* 書類を作成される前に・・・

☐ 寄附物件(公共施設)が宅地開発指導要綱の施工基準に適合していますか？

☐ 宅地開発事業の完了検査を終えていますか？

☐ 寄附物件が土地の場合、現況と土地登記簿の地目が一致していますか？

☐ 道路用地　⇒ 「公衆用道路」　　　☐ 清掃用地（集積所）⇒ 「雑種地」

☐ 公園用地　⇒ 「公園」　　　　　　☐ 排水用地　　　　　⇒ 「用悪水路」

＊事前に寄附者にて、分筆・地目変更登記を済ましてください。

☐ 登記事項証明書(旧土地登記簿謄本：乙区)に根抵当権等所有権以外の権利が

設定されている場合　⇒　抹消登記をしてください。

【寄附採納申請添付図書】

|  |  |
| --- | --- |
| ☐ 申請書 | ＊ まちづくり課にあります。 |
| ☐ 位置図 | ☐ 住宅地図の写し 等 |
| ☐ 公図 | ☐ 法務局(茂原支局) |
| ☐ 実測図 | ☐ 法務局(茂原支局)の地積測量図でも可 |
| ☐ 平面図 |  |
| ☐ 施工管理写真 | ☐ 宅地開発の完了検査時に村へ提出している場合は不要。 |
| ☐ 土地登記簿謄本 | ☐ 法務局(茂原支局)  ☐ 採納物件の地目に変更されているか。 |
| ☐ 工事検査済書（写し） | ☐ 宅地開発の完了検査（県もしくは村） |

＊外灯、カーブミラー等器物のみの場合は、公図以下を略し構造図もしくは仕様書を添付してください。

* 寄附採納手続き完了までの流れ

調査及び管理担当課の検査 及び 寄附採納承認の村長決裁

寄附採納申請書 受付

所有権移転登記（手続きは村で実施します）

＊ 添付書類は、【所有権移転登記添付書類】一覧参照。

＊

寄付採納承認書を交付

【手続き終了】

器物等動産の場合

土地（不動産）の場合

寄付採納承認書 及び 登記嘱託書（登記済）の写し を交付

【手続き終了】

【所有権移転登記添付書類】

|  |  |
| --- | --- |
| ☐ 登記原因証明情報兼登記承諾書 | ＊ まちづくり課にあります。 |
| ☐ 印鑑証明書 | ☐ 法人登記されている法務局  ☐ 代表者事項証明書、現在事項全部証明書の原本還付を希望される場合は、付箋等で明記してください。  （印鑑証明書は原本還付できません。） |
| ☐ 代表者事項証明書  若しくは  ☐ 現在事項全部証明書 |

◇問い合わせ先◇　長生村役場 まちづくり課 都市計画係 (1階6番窓口)

TEL:0475-32-2116　FAX:0475-32-1486　E-mail:toshikeikaku@vill.chosei.lg.jp

寄附採納申請書

　　年　　月　　日

　長生村長　小　髙　陽　一　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

下記公共施設を長生村に寄附します。

　なお、長生村に所有権移転後、施設等に瑕疵又は重大な過失が生じた場合は、寄附者の責任において解決することを確約いたします。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の概要 | | | | |
| 種　類 | 規模・構造 | 所　在 | 地目 | 地積（㎡） |
| 【記載例】  公衆用道路 | 500.00㎡（幅員6.0m）  AS舗装,両側側溝300 | 本郷字前広1－77 | 公衆用道路 | 500.00 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※太枠内に記入してください。

登記原因証明情報兼登記承諾書

　一、不動産の表示　　末尾記載のとおり

　　　下記不動産、　　　　年　　月　　日 公共用敷地として、長生村へ寄附したことを証するとともに、その所有権移転登記を実施されることに承諾いたします。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

長生村長　小　髙　陽　一 　様

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 郡 | 村 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積 | |
| 長生郡 | 長生村 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |